

平成26年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(16日目)

平成26年6月18日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 承認第 6号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 2 議案第26号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第27号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第28号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第29号 平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 6 議案第30号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 発委第 1号 第2次永平寺町行政改革大綱実施計画(平成23~27年度)平成25年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出について
- 第 8 陳情第 3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出に関する陳情について
- 第 9 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 承認第 6号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 2 議案第26号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第27号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第28号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第29号 平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第 6 議案第 30 号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 発委第 1 号 第 2 次永平寺町行政改革大綱実施計画（平成 23～27 年度）平成 25 年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出について

第 8 陳情第 3 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出に関する陳情について

追加日程第 1 発議第 3 号
日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について

第 9 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（16 名）

- 1 番 小 畑 傳 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 金 元 直 栄 君
- 4 番 齋 藤 則 男 君
- 5 番 長 岡 千恵子 君
- 6 番 原 田 武 紀 君
- 7 番 川 治 孝 行 君
- 8 番 川 崎 直 文 君
- 9 番 多 田 憲 治 君
- 10 番 上 坂 久 則 君
- 11 番 長谷川 治 人 君
- 13 番 松 川 正 樹 君
- 14 番 渡 邊 善 春 君
- 16 番 上 田 誠 君
- 17 番 酒 井 要 君
- 18 番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員（0 名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町		長	河合永充君				
副	町	長	平野信二君				
教	育	長	宮崎義幸君				
消	防	長	竹内貞美君				
総	務	課	長 山下誠君				
企	画	財	政	課	長	山口真君	
会	計	課	長	清水和子君			
税	務	課	長	帰山英孝君			
住	民	生	活	課	長	野崎俊也君	
福	祉	保	健	課	長	森近秀之君	
子	育	て	支	援	課	長	藤永裕弘君
農	林	課	長	小林良一君			
商	工	観	光	課	長	川上昇司君	
建	設	課	長	平林竜一君			
上	下	水	道	課	長	太喜雅美君	
永	平	寺	支	所	長	山田幸稔君	
上	志	比	支	所	長	山田孝明君	
学	校	教	育	課	長	南部顕浩君	
生	涯	学	習	課	長	兼 図書館長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議	会	事	務	局	長	清水満君
書					記	吉川貞夫君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、ここに16日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれておりますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策と全国的に電力使用の一層の節減が強く求められておりますことから、国、県で取り組みを実施しておりますクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 承認第6号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、承認第6号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） ただいま上程いただきました承認第6号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認についての提案理由の御説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、平成26年5月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

それでは、追加議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,920万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、5ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

また、歳出予算中、第4款の次に第5款、前年度繰り上げ充用金を加えるものでございます。

9ページをお願いします。

款5前年度繰り上げ充用金、補償補填及び賠償金29万3,000円は、平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計におきまして歳入が歳出に対し不足しますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、当該不足額に平成26年度の歳入を繰り上げ充用するため予算化するものでございます。

8ページをお願いします。

款5諸収入、保険料還付金29万3,000円は、前年度繰り上げ充用金の財源といたしまして福井県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を計上するものでございます。

以上、承認第6号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 先ほどもちょっと全員協議会で専決処分の提案について説明を求めたところですけど、例えば過年度分の充用するという方法、僕はちょっと不自然かなと思うので、例えば予備費的なところに町の一般会計から50万なら50万を担保しておく。それについては50万を一つの基準にしてきちっと翌年度になったらそこから過不足が生じたときはまた戻してもらう、もしくは余計になったら返すとかというようなそういう干渉部分を設けたほうが完結していいんじゃないか。まだ入ってきてもいない予算を見込んで過年度分から充当するというのはちょっと不自然かなと私は思うんで、そんな方法も考えてもらうと会計としては完結性が高くなるんじゃないかなと思うんで、そのことだけちょっと。

また、もしそんなことができるかどうかについては研究してほしいなと思っています。

○住民生活課長（野崎俊也君） ただいまのご質問でございますが、後期高齢会計の組み方につきましては、国のほうから指導がございます。それに基づきまして予算を組んでいるわけなんです、今言いましたように予備費から持っているんじゃないかということでございますが、今回はたまたま歳入還付がふえたためにマイナスになりましたが、年度末において普通徴収の保険料も入ってきますので、それを見ながら毎年マイナスになるというような状態であれば何か方策は考えなくちゃいけないと思いますが、ほとんどがプラスの予算になりますので、今後、状況を見ながら判断していきたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

採決いたします。

承認第6号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第2 議案第26号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第3 議案第27号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第28号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第29号 平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、議案第26号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第5、議案第29号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第26号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第5、議案第29号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの4件を一括議題といたします。

本件は、去る平成26年6月3日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。

平成26年6月12日、13日の両日、委員16名、そして町長、副町長、教育長、関係課長課員出席のもと、付託されました平成26年度永平寺町一般会計補正予算から平成26年度上水道事業会計補正予算4件について慎重に審議をいたしました。

審議の中で主な意見といたしまして、1、予算の中に占める委託料が多い。安易に業者委託するのではなく、職員の手で行えないか検討するように。

2、平成24年に作成した中期財政計画には、学校給食無償化や消防庁舎、国体競技受け入れなどが入っていない。早期に財政計画を見直すように。

3、一部事務組合の機器更新や高齢者対策費の増加など、厳しい財政が予測される中、新規事業の事業費抑制、継続事業の見直しなど、さらなる行財政改革に努めるように。

4、新消防庁舎は開発センターを囲むように建てられるため、土地利用や道路アクセスに問題がある。合併特例債のあるうちに20年、30年を見越したしっかりしたものを建設すべきである等の意見が出されました。

そして、採決をした結果、議案第26号は賛成多数で可決、27号から29号につきましては全員賛成で可決となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより、議案第26号から議案第29号までの4件について1件ごとに行います。

議案第26号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算について、これから討論を行います。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 平成26年度永平寺町一般会計補正予算についての私の討論です。27号、28号、29号については私は異論はございません。

平成26年度一般会計補正予算案についての討論ですが、J-A L E R Tとの連携の問題や永平寺口駅インター線の調査の問題、また道の駅整備とまちづくりの計画性の問題、松岡公園の整備、どこまでやるのかも含めての再検証の問題、国体のあり方、多額の金額もかかることから町にとって何のためになるのかというところからの検証の問題と、疑問もないわけではないですけれども、私はこの予算等を見ていますと町長の政策予算が含まれていること。それが町民にとって必要な予算も多くあることは認めるところです。先に言ったのは疑問点などがあるということの表明です。

ただ、この予算の問題では補正予算中、本町の大きな課題である新消防庁舎の建設には幾つもの疑問があると私は思っています。消防新庁舎の建設に対する私の立場は、防災の拠点となる施設だけに20年、30年後にもこうやって建てておいてよかったと誰もが認めるものにしておくべきだという思いはぶれることはありませんし、きちっとしたものをつくる必要があるというのも私の立場です。

この予算中、消防救急デジタル無線、高機能指令センターの整備予算については認めないわけではございません。ただ、進め方によっては28年4月のアナログ、デジタル化の切りかえの期限を庁舎建設の絶対期限とすることにはならぬのではないかなと私は思っているところであります。

反対の理由は、一つは移転先を機能補償道路付近にと以前の消防議会で決めてきたことを、合併で条件が変わったとして永平寺支所を移転先と決めてきました。消防特別委員会での町の答弁でも、大金を投じ、永平寺口駅への新道が建設されたわけですが、この道路への新庁舎や永平寺支所からのアクセスは全く考えていないという答弁もあったところです。

2つ目は、移転先の永平寺支所の土地利用や建物の利用上も問題が生ずることになるということです。開発センターに新庁舎をかぶせて建てることも含め、これではこの周辺の土地が死んでしまう。土地利用上も問題があると私は思っています。

3つ目の理由ですが、築44年もたっている開発センターを一部利用し、囲んで建設することで、新庁舎内も消防士の訓練場の確保でも最良の環境にはならな

ということ。公民館活用にも利用しにくい状況が生まれてくること。

4つ目には、支所、センター、消防と継ぎ足しの建物の迷路性は旅館などでも防災時にたびたび問題になっている建て方であること。

5つ目は、町は議会の議決は重いと言いますけれども、議会での承認は急ぎに急いで土地利用の平面化率でも正確な資料が示されていたものではないと思っています。

その中で決めてきたもので、多くの議員からこの建て方には問題があると指摘もありました。採決でも委員長の進め方は異常やったという指摘もあったところ です。

以上のことを考えると、防災の拠点として20年、30年後を見越しての建て方となっていないこと。財政上の問題でも10億円以上の費用が必要となりますけれども、財政上の問題からいうと後年に古い建物の始末を先送りすることなく、特例債のあるときに万全の体制を整え、整備を済ませておくべきだというのが私の立場です。

財政が厳しいというなら、メンツにこだわることなくこれらを今ただしておくべきで、これを決めてきたことは曲げることはならんとする議会にも大いに問題があると私は思っているところです。

新町政になったことから、これらについても思い切った提案をすべきだと私は思っていることもありまして、この補正予算には反対とする態度をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 今この予算に反対という主張の中で、一番大きいのは新消防庁舎の建設に対する問題だということなんで、消防庁舎の新築に当たっては開発センターを取り壊して新しく立て直すべきだという金元議員の主張ですけれども、それはそれとして私は一つの見識ある意見だとは思っておりますけれども、私どもが考えるのは築44年の開発センターをきっちり耐震をして、その建物を利用する。確かに開発センターは耐震判定Dランクではありましたが、それは地下の部分が車庫で利用していたために補強壁をつくれなんだということが私は最大の問題だと思っておりますから、そこのところを耐震補強できっちり補えば十分利用できる。それとこの本庁舎が築50年たっておりますし、それか

らえば開発センターはまだ築44年ということですから、私が聞くところではコンクリートの劣化というのは大体50年を境目にしてそこから徐々に劣化が始まるということですから、そのような利用できる建物をきちんと今財政の困難なときに利用して、そしてやるというのは私は一つの見識ある意見だと思っておりますし、何らその決定に対して恥じることはありません。

そういうことの中で、議会でそのことをどんどん開発センターの耐震実施設計から始まって、それにあわせて議会の議決をしていかなあかんという私は委員長の立場できっちり進めてきたつもりですし、そのことで皆さんの議論が多少少ないということはあったかもしれませんが、その辺をきっちり進めてきたつもりであります。

そういったことで、議会がきっちり議決して多数決で決めてきたことに対して、再三再四そのことに異論を唱えるというのは私は議会の決定というのを無視するような発言ではないかなと前から思っておりました。私も最後の議会ですので、このことはきっちり皆さんに申し上げておきたいというふうに思っておりましたので、今回は賛成討論の中で述べさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論ありませんか。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は肉づけ予算で、中には高く評価できる、うれしくなるような予算もありますが、今までの流れからいってどうしても見過ごせない予算が、住民の声を代表して1点だけあると思っております。それは新消防庁舎建設関係であります。

一般質問でも新消防庁舎建設に、どうしても心配なことがあるという題で4つの心配を指摘しました。1つ目の心配は、築後43年の開発センターがあとまともな状態で何年もつのか。お尋ねしても誰もが明言できないまま、同時に十分な調査をしないまま、その開発センターをL字形に囲む形で建設に突入していくことの心配。その心配を通り越して一種の恐怖と言っても過言ではありません。新消防庁舎が完成するときには、もう既に45年の寿命を費やしています。コンクリートの寿命が50年と言われる中、今の時点でどこの誰がこういう調査をした結果、あとこれだけの年数もちますという説明でない限り、それもせめて20年はもちますということでもなければ、理事者側の大丈夫という言葉を私は信頼するわけにはまいりません。

2つ目の心配は、結局はコの字形に囲まれた開発センターをいずれは解体し、解体した部分を新しく建て直すのですが、両方ともかなりの割高になるということでもあります。今だけを考えたら安上がりということでしょうけれども、開発センターの短いかもしれない寿命と開発センターの建て直しの割高なコストのため、長い目で見れば結局は安物買いの銭失いということになりかねません。今の時点で解体費も新しい建設費もどれだけの割高になるか数字を出すべきであります。

3つ目の心配は、今回の建設で支所と開発センターとL字形の建設物の合体となりますが、設計図を拝見してもどう想像しても統一感のある建築物として成り立たないと思います。世にも珍しいとか神妙なものならまだいいけれども、世にもおぞましい外観になるおそれがあります。

4つ目の心配は、東方面の駐車場が全くなくなるので、全体としても駐車場のスペースは減ることです。この設計では、わざわざ減らしているという印象であります。デッドスペースをつくってどうするんですか。

この4つの心配を一挙に解決する新消防庁舎の建て方をこの議会で私は提案しましたが、一考だにしてもらえなかった。実はこの私の提案は、以前、消防署の現場の方々の案としてあったものと、偶然同じものになりました。新消防庁舎をL字形でなく、支所と開発センターの前に堂々と建てたらどうかということがあります。かつてのその案は私どもにも明らかにされなかったのですが、私に言わせれば4つの心配が一挙に解決されるこの案がなぜ過去にも採用されなかったのか。また、今も無視されるのか全く不思議でなりません。本当に時間がないのですか。私は今からでも何とかなると思っています。私は、今の建て方はかなりの確率で将来に悔いを残すことになると思っています。と申し上げながらも、私も悔いを残すことになることを決して心待ちにしているわけではありません。

最後になりますけれども、そうならないよう陰ながら、ひよっとして草葉の陰になるかもしれませんけれども、私の4つの心配が万が一にでも当たらないことを祈りながら反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 私は、平成26年度の一般会計補正予算に対して賛成の立場から賛成討論を行います。

6月3日、河合町長が提案理由の中で総額1億3,530万5,000円の補正予算が提出されました。今回計上されている主な事業について捉えてみたいと思います。

先ほどから議論になっております消防救急デジタル無線、そして高機能指令センター整備、これは1億8,147万3,000円、そして関連する新消防庁舎建設2億5,646万7,000円はこれまで消防署統合特別委員会のもとで繰り返し審議を行ってきた事業案件であります。いろいろとご意見があろうかと思えますけれども、これは特別委員会の決定事項として、そして議会の承認のもとに進んできた事業であります。

直ちに今回の予算に基づき、今後の予定であります平成28年1月の業務開始、そして4月の本格運用を目指して今後の入札契約、そして工事実施に取り組んでいただきたいと思います。

2つ目です。新たなまちづくり施策の情報発信推進事業、そしてブランド戦略推進委員会事業、公民館嘱託主事設置事業については、その仕組み、そして取り組みの方法をしっかりと構築して、直ちに取り組んでいただきたいと思います。

臨時的な処置が計上されております。臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業はしっかりと確実に給付をしていただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、優先課題を設定され、重点実施事業について位置づけされております。町の将来に期待できる予算となっております。慎重なる審査を行っております。妥当で賛成するものであります。よって、各議員の賛成をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論ありませんか。

これで討論を終わります。

議案第26号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第26号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、議案第26号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算については委

員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第27号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第28号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第29号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は委員長の報告のとおり決定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第6 議案第30号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第6、議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年6月3日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について審査結果を報告いたします。

去る6月16日、全委員、そして関係理事者の出席のもと開催いたしまして慎重に審議いたしました。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、永平寺町火災予防条例について所要の改正を行うものであります。

その内容は、平成25年8月に発生しました京都府福知山市での花火大会の開催を踏まえ、火を使用する器具及びその使用に際し、火災のおそれのある器具の取り扱いの基準に関する事項で、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の人たちが集合する催しに際して使用する場合に、消火器の準備をした上で使用することとしたこと。また、屋外の催しに係る防火管理に関する事項で、指定催しの指定屋外における催しの防火管理罰則等を新たに設けるものであります。また、指定催しの規模に関しましては、福井県各市町の状況を踏まえて、永平寺町については店舗数が100以上としております。

なお、本条例の施行日は、平成26年8月1日付であります。

本案は、会議規則第77条の規定により委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより、議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

これより、委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第7 発議第1号 第2次永平寺町行政改革大綱実施計画（平成23～27年度）平成25年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第7、発委第1号、第2次永平寺町行政改革大綱実施計画（平成23～27年度）平成25年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（清水 満君） 朗読いたします。

発委第1号

第2次永平寺町行政改革大綱実施計画（平成23～27年度）

平成25年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成26年6月18日

永平寺町議会議長 伊藤博夫様

提出者 議会行財政改革特別委員会
委員長 川崎直文

第2次永平寺町行政改革大綱実施計画（平成23～27年度）

平成25年度進捗状況審査結果申し入れ事項

1. 行政が行っている事務事業評価の結果を予算編成へ有効活用し、適時に、わかりやすく公表されたい。
2. 指定管理者制度導入計画の推進が遅れている。各施設ごとにその方向性を明確にし、具体的施策を実施されたい。
3. 公共施設の耐震工事・補強工事は有効に行わなければならない。実施された現状調査の結果を基に集中協議を行い、公共施設の再編計画を前倒しして早期に示されたい。
4. 定員管理は合併時の新町まちづくり計画との相違を明確にし、定員適正化計画、職員採用計画を示されたい。
5. 住民参画システムの確立で公募によるシンクタンクの構想が示された。設立・活動の具体的スケジュールに基づき展開されたい。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） それでは、今回の審査結果の申し入れ事項の提出についての提案理由についてお話をさせていただきます。

永平寺町行政改革大綱の第6、今後の推進方法という項目があります。その中に、各課に行政改革推進担当を置き、毎年度、その実施状況を検証し、行政改革の推進を図りますとあります。今回、この実施状況の検証を当議会の議会行財政改革特別委員会において実施しました。

概要を申し上げます。55の主要取り組み事項の報告を受け、検証、審査を行い、審査結果として申し入れ事項を提出します。この申し入れ事項を今後の第2次永平寺町行政改革大綱実施計画の推進に積極的に反映し、計画の目標の完遂を望むものです。

ここに、審査の経緯について概略を報告いたします。

今回の町の行財政改革大綱実施計画の進捗状況は、本年の1月20日に当議会に出されました。その進捗状況報告に基づいて、当委員会の全委員に質問票を配付しております。その質問票を回収し、まとめて4月16日に行政のほうに提出させていただいております。

行政の回答により、5月20日開催の議会行財政改革特別委員会にて行政の回答を審査したものであります。その審査内容に基づき、今回、申し入れ事項として5項目を本日、6月18日のこの本議会で申し入れ事項を議長へ提出させていただいております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 2点あります。率直に私、論議に加わっていながらわからないところがあるのでお聞きします。

1つは、なぜ今議会で提出なのかというのがちょっとわからないですね。論議はしてきたんで、それでいいのかなと。最後の議会ですから、7月31日をもって消滅することになるので、ちょっとその辺が心配であります。

2つ目は、この2番の指定管理導入の推進がおくれているということですが、これまで本町も幾つかの施設について指定管理で管理するというのを進めてきましたが、これらの総括がまだ見られない段階でさらに進めるというのはちょっと違和感があるなど。まず、その総括をやった上でどうするのかという方向をやっぱり行革でも論議すべきではないのかと。指定管理が本町の政策、運営に合っているのかもぜひ検証すべきではないかなと思っているところです。

あとについてはそれぞれ違和感があるというわけではございませんので、委員長にお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 最初のご質問の今回この議会における申し入れ事項の提出ということですが、本来はもう少しスケジュール的に早い時期、できれば3月議会といったようなスケジュールで組んでおりました。途中で町長選挙といったような事情もありましてスケジュールがどんどんおくれってしまったというのが

実態です。

この7月の改選による議会組織が改められるということは前提に置いて、やはりこの行政改革における議会の申し入れ事項、これは継続審議ということでそちらのほうの審議を優先して、7月の改選を見据えながら今回提出ということになりました。

したがって、この申し入れ事項に対する回答は、新たな議会組織の中で回答を受けるということになります。この議会におけるこういった議会活動は継続していくものであり、組織の変更によって安易にスケジュールを早めたりおくらせたりするものではないということで、委員長の議会の議事の運営に基づいて決定させていただきました。

それから、2つ目の指定管理者制度の推進ということですが、今回はこの具体的な実施計画の中に個々の公共施設の具体的な指定管理の導入計画が示されております。幾つかの具体的な公共の施設における指定管理者制度の導入ということで個々のスケジュールが示されております。

そういった観点で、具体的におくれていると。これを是正措置を加えて、挽回策を加えて予定どおりの指定管理者制度を導入していただきたいということですが、もちろん今ご指摘の指定管理者導入の基本的な考え方というものは明確に持った上での導入に当たっていただきたいということはこれは当然のことです。

ここでの指摘事項は具体的なスケジュールにおける進捗管理ということで、単なるおくれということですから、これを挽回策を講じていただいて、計画どおり導入をしていただきたいという指摘事項とさせていただきます。

以上です。

○3番（金元直栄君） 議長、暫時休憩入れてください。

○議長（伊藤博夫君） 暫時休憩いたします。

（午前10時 分 休憩）

（午前10時 分 再開）

○3番（金元直栄君） （録音切れ）

と思っています。

2つ目の指定管理の問題ですけど、施設の管理について地方自治法が変わって、指定管理以外できないという行政の判断もあるようですが、地方自治法にはそう

は言い切っていない。例えば小さな公民館などは地域の人たちに管理運営するようなことがある場合、指定管理ということで区切ってしまうと、それはまさにできないことになりますので、そこはきちっと行政も法を見据え、いわゆる町の判断としてできる領域を広げていかないと、指定管理というのは見誤るところがあると。ましてや指定管理については町内の業者とかいうことで区切ることをすれば、条件をつけることをすると県などから指導があつて公募でやれと。つまり町外の業者に任せてもいいようにしろということがあり得るので、その辺はする側も十分考える、また議会の側もそれを審査する側として十分研究する必要があるということだけちょっと申し添えておきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発委第1号、第2次永平寺町行政改革大綱実施計画（平成23～27年度）平成25年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

～日程第8 陳情第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出に関する陳情について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第8、陳情第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出に関する陳情の件を議題とします。

本件は、去る平成26年6月3日、総務常任委員会に付託されました案件であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました陳情第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出に関する陳情についての

審査結果を報告いたします。

当委員会では、去る6月16日に全委員出席のもと開催しました。慎重に審議いたしました。

内容ですが、日本は核兵器廃絶の促進、核兵器を持たず、つくらず、持ち込まざるの非核三原則を国会決議としており、当然非核平和の外交を強力に推進する基礎を持っている。

2010年5月の核不拡散条約再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「全ての国家は核兵器のない世界を達成するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調している。それから4年が経過した今も、核兵器のない世界を達成する具体的な道筋は見えていない。

次回、2015年の核不拡散条約再検討会議では、この目標を現実に変えるために努力し、行動することが強く求められており、こうした状況打開のため、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を提出するための陳情であります。

当委員会では、本件につきましては何ら反対する内容ではないということで、本案は会議規則第77条の規定により委員会全員で採択したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出に関する陳情についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前 時 分 休憩)

(午前 時 分 再開)

○議長 (伊藤博夫君) (録音切れ)

お諮りいたします。

ただいま、長谷川君外4名から、発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすること決定いたしました。

～追加日程第1 発議第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について～

○議長 (伊藤博夫君) 追加日程第1、発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出についての件を議題といたします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長 (清水 満君) 朗読いたします。

発議第3号

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成26年6月18日 提出

永平寺町議会議長 伊藤博夫君様

提出者 永平寺町議会議員 長谷川 治 人

賛成者 永平寺町議会議員 川 崎 直 文

〃 〃 原 田 武 紀

〃 〃 多 田 憲 治

〃 〃 酒 井 要

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、いま、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために努力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから4年経った今も、「核兵器のない世界」を達成する具体的な道筋は見えていない。米ロ両国間の合意を含め、一定の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお多数の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる緊張に見られるように、新たな核開発の動きも続いている。意図的であれ偶発的なものであれ核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、その全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

いま、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでもきわめて重要である。

2013年10月、「核兵器の人的影響に関する共同声明」が125カ国の連名で発表された。この声明は、核兵器の残虐性、「非人道性」を告発し、「核兵器のない世界」へ前進することをめざしており、核兵器が使用されないことを「保証する唯一の道は、その全面廃絶である」とし、すべての国が核兵器使用の阻止、核軍縮などのために「責任」を負っていることを強調している。

共同声明に日本政府も賛同したことは、唯一の被爆国であり、憲法の平和原則

と「非核三原則」をかかげる国として当然の姿勢である。しかしこれで問題が終わったわけではない。核兵器は全面的に禁止されるべきである。

2015年NPT再検討会議にむかって、「核兵器のない世界」への行動が直ちに開始されるよう、ジュネーブの軍縮会議（CD）をはじめ核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、「共同声明」の署名国として、日本政府が核兵器全面禁止条約の交渉開始のために努力するよう要望する。

平成26年 月 日

福井県永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ただいまの日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出に関する陳情についての提案理由の説明を申し上げます。

先ほどの私どもの審査結果報告並びにただいまの事務局の朗読のとおり、提案理由の説明にかえさせていただきたいと思います。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

終わりです。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第3号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第9 閉会中の継続調査の申出～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第9、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査の事件にき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了しました。

暫時休憩いたします。

（午前 時 分 休憩）

（午前 時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る6月3日開会以来16日間にわたり、その間、

提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

さて、4年間、永平寺町議会の運営が円滑に進められましたことに、ここに皆様とともに喜びたいと思っています。

来る7月31日をもって町議会議員の任期は満了となりますが、議員各位におかれましては健康に留意され、それぞれの立場で今後なお一層、ご活躍されますことを衷心より念願いたします次第であります。

また、今後とも永平寺町発展のため、ご指導、ご協力をお願い申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回永平寺町議会定例会を閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成26年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

北陸地方も5日に梅雨入りしたと発表があり、長雨の季節となりましたが、梅雨の晴れ間にのぞく青空が目まぶしく、夏らしさを感じる季節となりました。

近年、局地的に非常に激しい雨が降るなど異常気象が相次いでおりますが、町の発信する防災行政無線や町ホームページ、フェイスブック等での情報のほか、3月に各世帯に配布いたしました防災の手引きをご確認いただき、災害に強い町にむけ、迅速な対応が図れるよう、町民の皆様と取り組んでまいりたいと思います。

さて、日本文化を海外へ発信する戦略について、地方が連携できるように話し合う地方版クールジャパン推進会議が6月7日に石川県加賀市で開催され、伝統

文化を持つ自治体が新たなブランド発信について意見交換会が開催されました。会議では、北陸新幹線金沢開業、高速道路等の整備により北陸地域や県内への人の動きが変わるのにあわせ、伝統文化にゆかりのある自治体による連携事業や門前町並み整備を一体的に進め、海外で注目されている禅の精神や独自の日本文化を一つのツールとして発信していくことが重要であり、同じような自治体同士が情報発信のため横の連携を図る環境整備が必要であると提案をさせていただいたところです。

来年にはミラノ万博において食の国福井を発信することとなっており、これを機に、禅、和食に関心の深い各国の方を本町へ誘客できるように取り組んでまいりたいと思います。

第43回学童野球全日本大会県予選において、松岡少年野球クラブが初優勝し、8月に開催される全国大会でも上位を目指し、さらなる飛躍が期待されているところです。また、子どもたちのスポーツに親しむ取り組みや運動能力の向上により、県内でも上位の成績をおさめるチームが多いことから、競技力の向上に向けた人材育成やスポーツ環境の整備に努めてまいりたいと思います。

介護保険や医療提供体制を見直す地域医療、介護総合確保推進法案が本日の参議院本会議で可決される見通しとなっております。法案には介護の必要度が低い要支援1、2の人向けの訪問、通所介護を市町村事業に移すことが盛り込まれており、国が示す指針に基づき、介護サービスの質が低下しないように努めてまいりたいと考えております。

今後の町政の推進に当たりましては、広い世代の方の声をお聞きしながら、寿命生活の向上を図り、農業、商工業、観光など地域産業に新しい活力を生み出し、町の活力化と行財政改革を積極的に進めながら、希望あふれる強い永平寺町を目指してまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、ふるさと創造プロジェクト事業を初め新消防庁舎整備事業、道の駅整備など重要な事業につきましては、ご意見をいただきながら完成に向けて着実に整備を進めてまいります。

最後となりましたが、議員各位におかれましては来月の町議会議員選挙により改選となります。本議会が最後の定例会となりましたが、任期中のご尽力に対し、改めて敬意を表するとともに、今後ご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

(午前 時 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員